

栃木市農業委員会総会議事録

令和5年1月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年1月23日(月) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第6号	農地法第3条の規定による許可の取消報告について
報告第7号	農地法第5条の規定による農地転用届出書専決処分の取消報告に ついて
報告第8号	現況確認願の報告について
報告第9号	買受適格証明願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年1月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、19番大塚幸八委員、20番佐山耕基委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が6件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、片柳町三丁目を中心に麦、野菜、果樹等を作付しております。申請地周辺は譲受人の経営農地であり、さらに規模を拡大するため、このたび売買により取得することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、所有権の持分整理のための申請です。

譲受人は、今泉町一丁目において米、じゃがいもを作付しております。申請地は複数名の共有地であり、そのうち市外在住の持分所有者が地元の農家に持分を贈与するものです。許可後はじゃがいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、新井町において米、野菜を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町深沢等において蕎麦、野菜等を作付しております。申請地の所有者のうち1名が譲受人の親戚であり、所有権整理の相談をしたところ、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得することとなりました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西山田においてぶどうを作付している認定農業者です。申請地は、市外に住む所有者が耕作者を探していたところ、地元の農地利用最適化推進委員が間に入り、近隣を耕作する譲受人とのマッチングが成功し申請に至ったものです。許可後はぶどうを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西山田を中心にぶどうを作付している認定農業者です。申請地周辺は譲受人の経営農地であり、さらに規模を拡大するため、このたび売買により取得することとなりました。許可後はぶどうを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしく願います。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
（大塚委員） 　今回の北部調査委員長の19番大塚です。
　今回は私と5番長委員、16番川田委員の3名と事務局2名で20日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

　今回北部の申請は、所有権移転の申請が4件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長 　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
（大谷委員） 　今回の南部調査委員長の13番大谷です。
　今回は私と8番平本委員、12番山崎委員の3名と事務局2名で、19日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

　今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長 　ありがとうございました。
　これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（質疑なし）

議長 　発言がないようですので、採決いたします。
　議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議長 　異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定

いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任

議案書の5ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、貸駐車場の転用です。地図は1ページです。

賃借人は申請地隣接で月極駐車場を経営しておりますが、道路拡幅工事により197㎡ほど収用されました。そのため駐車場として利用できないことから収用された面積分の農地転用の申請に至りました。

農地の区分は、大宮公民館から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題がありません。また、周辺の耕作に支障はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、貸駐車場1件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。ここで、地元委員として私、若色より意見を申し上げます。

事務局の説明のとおり駐車場の一部が道路として収用されるため、拡幅する同じ面積だけ駐車場にするということです。何ら問題はないと思います。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の7ページをご覧ください。

今回は、7件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番は、貸資材置場への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、建設株式会社の取締役として、寺尾地区事業の管理運営を行うことを計画しており、碎石置場、重機、駐車場用地の設置が必要であるため、申出に至りました。

農地の区分は土地改良施行地域内の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市外のアパートに夫婦で居住しております。現在の住まいでは手狭であり自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため、許可基準に該当します。取水は市営水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内の貸家に夫婦で居住しております。老後は広い庭のある家に住みたいと思い自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため、許可基準に該当します。取水は市道側溝へ放流、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業に取り組む法人です。事業計画者は、太陽光発電設備に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

農地の区分は、藤岡駅から700m以内、宅地率40%を超える第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内のアパートに居住しております。今回、資金などの準備ができたため、自己用住宅の建築を計画しました。

親の面倒をみるため、妻の実家近くである今回の申請地を選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市外の実家に両親と4人で居住しておりますが、独立のため自己用住宅の建築を計画しました。国道50号線が近く通勤に便利な今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は県道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は地球温暖化や太陽光発電に興味があり、事業計画地を探していました。今回、日射量の豊富な場所で発電効率も良い土地が見つかったので申請いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上7件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員) 　　今回北部は、貸資材置場1件の申請がありました。
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(大谷委員) 　　今回南部は、一般住宅が4件、太陽光発電設備が2件の合計6件の申請がありました。
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。
番号1番について、16番川田委員をお願いします。

川田委員 　　16番川田です。
1番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　　番号2番3番について、17番荒川委員をお願いします。

荒川委員 　　17番荒川です。
2番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 　　番号4番について、2番高際職代をお願いします。

高際職代	<p>2番高際です。</p> <p>事務局及び調査委員長の説明のとおり、大きな問題はありませんので許可する事が妥当であると思います。</p> <p>太陽光発電設備ということで周辺に影響がないかと心配しましたが、現状では大丈夫だということで判断いたしました。</p>
議 長	<p>番号5番について、3番五十畑職代お願いします。</p>
五十畑職代	<p>3番五十畑です。</p> <p>5番の案件につきましては一般住宅への転用です。事務局及び調査委員長の説明のとおり、何も問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>番号6番について、20番佐山委員お願いします。</p>
佐山委員	<p>20番佐山です。</p> <p>現地に行ってまいりましたが、問題ないと思われれます。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号7番について、12番山崎委員お願いします。</p>
山崎委員	<p>12番山崎です。</p> <p>7番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>

越沼主任	<p>議案書の9ページをご覧ください。 今回は1件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。</p> <p>1番の案件については、地図は8ページです。 申請地は1筆で、航空写真等より、昭和50年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>以上1件について、非農地の証明することはやむを得ないと思われ ます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長をお願いします。</p>
北部調査委員長 (大塚委員)	<p>今回北部は、1件の申請がありました。 20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でない と認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いしま す。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、16番川田委員をお願いします。</p>
川田委員	<p>16番川田です。 事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われ ますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございま せんか。 (異議なしの声)</p>

- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。
- 貸借203件、約92.3haの設定であり、事務局の説明は省略します。
- これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
- （質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
- 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。
- 県農業振興公社の関する4件、約3.2haであります。事務局の説明は省略します。
- これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
- （質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
- 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 次に、日程第4報告事項に入ります。
- 報告第1号から、報告第8号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
- 平本委員 8番平本です。
- 報告第1号の営農型太陽光発電ですが、静岡県で営農に問題はないのでしょうか。

- 石川次長補佐 市街化区域内の事業なので、届出があれば受理することとなります。
- 狐塚委員 この場所は、以前に現地調査に行った場所でしょうか。
- 石川次長補佐 区分地上権設定の農地法第3条申請のため、現地調査した場所です。事業計画者が変更になったため、報告第6号で区分地上権を取り消し、再度、届出が出されています。
- 議 長 他に発言のある方はございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、次に報告第9号の「買受適格証明願」について、事務局より説明をお願いします。
- 石川次長補佐 議案書60ページをご覧ください。
民事執行法による農地の競売や、税の滞納処分による農地の公売に参加するには、あらかじめ農地を取得できる者であるかを確認するため、農業委員会による証明が必要となります。その証明が「買受適格証明」となります。
申し訳ありませんが、資料の訂正があります。枠の上段中ほどに「公売に付した行政庁」とありますが、今回は裁判所の競売なので、「競売裁判所」に訂正をお願いします。
今回は、城内町二丁目の農地が競売に付されました。これに対し農地転用目的の証明願いが2件ありました。市街化区域内の土地でありますので農地法5条農地転用届出と同様の事務処理となりますので、報告させていただきました。
- 議 長 質問等発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年1月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時7分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (大 塚)

署名委員 _____ (佐 山)